

小田原市

■住宅購入支援

制度名	勤労者住宅資金利子補給制度
URL	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/lifeevent/work/ikinjutakukinrihokyu.html
対象	<p>■対象となる方 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">・自らが居住する住宅の新築、購入、増改築をする方・市内に居住し、事業所に勤務している方 <p>■対象となる融資 住宅の新築、購入、増改築のために中央労働金庫の神奈川県内の支店から借り入れた融資を対象に利子の一部を補給します。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	以下の条件で利子を補給します。 利子補給対象融資額：50万円～500万円以内 利子補給額：1月1日から12月31日までに支払った利子に対し年利3%以内の額 補給期間：借入金の返済を始めた月から3年以内
申し込み期間など	新規受け付けは平成22年6月末で終了です（新規受け付けには、平成22年6月末日までに中央労働金庫の融資承認を受けることが必要です）
備考	手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	経済部 産業政策課 0465-33-1514

■家賃助成

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

■改修助成	
制度名	耐震診断と耐震補強工事の補助
URL	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/mk_hojyokin.html
対象	<p>■対象となる住宅 以下の条件をすべて満たしていることが必要です。 ・市民が所有し、居住する木造住宅（一戸建て、併用住宅、二世帯住宅）であること ・昭和56年5月31日以前に着工されていること ・2階建て以下で在来軸組工法で建てられていること</p> <p>■対象となる耐震補強 耐震診断の対象となる要件を満たす住宅のうち、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上とする耐震補強が対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	耐震診断費用の2分の1（上限4万円）、耐震補強工事費の2分の1（上限50万円）を助成します。
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	防災危機管理部 防災対策課 0465-33-1855
制度名	危険な塀撤去補助金促進事業補助制度
URL	http://www.city.odawara.kanagawa.jp/field/disaster/disaster/kikennahei_h.html
対象	<p>市内の道路に面した危険な塀の撤去及び撤去後に生垣を築造する工事</p> <p>■道路とは ・国・県・市その他公法人が所有し、または管理する道 ・建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に定める道路</p> <p>■危険な塀とは ・傾斜が著しい塀 ・壁内に鉄筋が適正に配置されていない塀 ・石積基礎である塀またはこれに類する塀 ・風化またはひび割れが著しい塀</p> <p>以上のいずれかの条件を満たし、道路面からの高さが1mを超えるもの（擁壁の上に築造されているものにあっては、塀の部分の高さが0.6mを超えるもの）</p> <p>■生垣とは 原則として耐火性の高い樹木を1m当たり2本以上の列状に植栽し、道路境界線より30cm以上離れたもの。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	塀の撤去については、道路に面する塀の長さ1m当たり8,000円（上限20万円）、生垣築造については、道路に面する生垣の長さ1m当たり6,000円（上限15万円）を助成します。
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	防災危機管理部 防災対策課 0465-33-1855

平成22年6月4日時点の情報です。